大口定期預金の商品概要 1/3 (自由金利型定期預金)

- ★利率は市場金利の動向に合わせて決定させていただきます。
- ★1,000 万円以上からご利用いただけます。

項目	内 容
名称または愛称	自由金利型大口定期預金
ご利用になれる方	個人および法人のお客様
期間	以下の方式のうち、いずれかをお選びいただきます。
W11-1	(1) 定型方式
	① た主カス 1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年のい
	ずれか
	* 定型方式の場合は、預入時のお申し出により自動継続(元金継続、元利
	金継続)のお取扱いができます。
	② 期日指定方式
	1ヶ月超5年以内で、満期日をご指定いただけます。
	* 自動継続のお取扱いはできません。
預入方法等	① 一括してお預入いただきます。
	② 預入金額: 1,000 万円以上
	③ 預入単位:1 円単位
払戻方法	満期日以後に払戻しいたします。
預入金利	① 適用利率
	→固定金利となります。お預入日の店頭表示の利率を満期日まで □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
	適用いたします。
	→自動継続時の利率は、継続日における店頭表示の利率を満期
	日まで適用いたします。
	→お預入期間 2 年未満のものは満期日以後に一括して元金ととも
	にお支払いたします。
	→お預入期間2年以上のものは中間利払日(お預入日から満期日 の1.5前の内状日本での関与列車するお預入日の1.55の内
	の1年前の応当日までの間に到来するお預入日の1年毎の応
	当日)以後および満期日以後に分割してお支払いします。 なか、中間割れ口にかまれまる割息は、か落る口まなは前回の。
	なお、中間利払日にお支払する利息は、お預入日または前回の 中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間
	中間利払日からての中間利払日の削日までの日数のよび中間 利払利率(約定金利×70%)により計算し、お支払します。
	・利払利率(利定並利 ^ /070/1により計算し、お文払しより。 ③ 計算方法
	③
	っ。 ➢満期日以後の利率は、解約日または継続日における普通預金
	本 利率を適用いたします。
	111

大口定期預金の商品概要 2/3 (自由金利型定期預金)

項目	内 容
金利情報の入手方法	現在の金利については、店頭備付けの金利表示ボードまたは窓口
	でご照会下さい。
税金	お受取利息について、次のとおりとなります。
	▶個人のお客様=20%(国税 15%、地方税 5%)の税金がかかり
	ます。
	➤法人のお客様=総合課税と源泉分離課税のいずれかを選択し
	ていただきます。
佐 爾杜加尼伊邦	
復興特別所得税	※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払
	われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、
	20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金がかかります。
	法人等のお客様の場合も源泉徴収されます。
	個人のお客様でマル優等ご利用の場合、この特別所得税はか
	かりません。
手数料	
付加できる特約事項等	個人のお客様の場合、自動継続について、「総合口座」の担保とし
	てセットできます(但し、未成年者を除きます)。なお、貸越利率は担
古冷忽约吐 のお歌振い	保定期預金の約定利率に 0.5%上乗せした利率となります。
中途解約時のお取扱い	満期日前にご解約される場合は、《別表》定期預金の中途解約利
	率表の預入期間に応じた中途解約利率および預入日からご解約
	日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに元金を
	お支払いします。 おれ、中間も利息ないまれいしている場合には、中冷解約利息に
	│なお、中間払利息をお支払いしている場合には、中途解約利息と │の差額を清算します。
	が左領を消算しより。 苦情処理措置
紛争解決措置	古情処理預量 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部
	(9 時~17 時、電話:0969-24-1177)へお申出ください。
	紛争解決措置
	325-0913)で紛争の解決を図ることも可能です。
	また、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士
	会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:
	03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能
	ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総
	務部または全国しんきん相談所(9 時~17 時、電話
	03-3517-5825)へ直接お申出ください。
	上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)へ直接お申出頂くこと
	も可能です。
	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利

大口定期預金の商品概要 3/3 (自由金利型定期預金)

項目	内 容
苦情処理措置• 紛争解決措置	用頂けます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所へお問合わせください。
その他参考事項	① お受取利息について、マル優のお取扱いはできません。② この預金は、預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。

※口座開設の際ご用意頂くもの

- ≫ご印章
- >ご本人の確認資料、法人の場合は登記簿謄本等